

強制配転
不当処分
不当労働行為謝罪せよ！

撤回せよ！

申23号で団交行う

当局の不誠実極まりない回答を許さずスト準備体制へ！

日刊動労千葉

1988.5.16
No. 2815

国鉄千葉動力車労働組合
千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)二九三五六・(公衆)〇四七二二二七〇七

すべての組合員のみなさん！

動労千葉は、五月十一日、「申23号」にもとづく団体交渉を行った。

しかし、前回の団交同様、強制配転・不当処分の白紙撤回、不当労働行為の即時中止と謝罪を柱とした組合側の要求を一切受け入れない不誠実極まりない対応は以前として変わらないため、会社側に対し、回答内容を再考し、再度団交を開催すべきであることを申し入れるとともに、ストも辞さずたたかうことを通告し、団交を打ち切つた。

交渉の概要

交渉の概要は以下のとおりである。

■ 本人の希望しないまま強制配転は、すみやかに、元職場、元職種に戻すべきである。

■ すでに、説明のとおりである。会社の経営基盤確立にむけ、関連事業に力を入れていく。

■ 四月五日及び六日付で発令した不当処分を撤回すること。

■ 就業規則の懲戒の基準等に基づき実施したものであり、その扱いについては常に厳格、公正を期しているところである。

■ 「動労千葉を脱退したら早く元職場へ戻す」などの不当労働行為を直ちに中止し、今後、絶対に行わないこと。

■ そのような実態はないと認識している。

■ われわれが望んでいるのは女心して働ける職場だ

以上のことから見ても明らかなどおり、当局はわれわれの切実な要求すら全く無視し、強制配転、不当処分を強行し、不当労働行為はないと開き直

る当局に、われわれの怒りははりさけんばかりである。しかも、当局は「営業には行かされたんだではなく、チャンスを与えたのだ。」というのだ。

われわれの要求はなによりも、安心して気持ちよく働ける職場を望むということであり、けつして過大な要求を言っているわけではない。そのため、公募やローテーション、配転の期間を明らかにすべきであると主張しているのである。

帰りたくない人まで帰るす。
人事運用